

**みなさんのチャレンジを応援します！**

**～団体を支援する新しい制度がスタート～**

**令和3年度**

**地域に還元チャレンジ助成金  
募集要領**



キミと一緒に、育っていきたい。  
**Komaki**



## 1 助成の目的

- ◆ 地域に還元チャレンジ助成金は、市民活動団体の活動のみならず、生涯学習や趣味的な活動を行う団体がこれまで培ってきた“学びの成果を地域に還元”する活動まで助成対象を広げることにより、生涯学習や趣味的な活動から公益活動への展開を促すとともに、生きがいづくりと支え合いの地域づくりを促進することを目的としてスタートした新しい支援制度です。

### 【助成対象活動の例】

- ふれあいいきいきサロンで参加者に切り絵や伊勢型紙などを指導する活動
- 手芸活動を行う団体による親子を対象としたマスク作り教室
- 芸能団体による老人ホーム等への慰問活動
- 登山サークルによる登山道の環境美化や整備を行う活動
- 小牧山体操を普及啓発する活動
- 子育てサークルによる託児サービス
- ウォーキングクラブによるウォーキング大会の開催
- 料理サークルによる「こども食堂」の実施 など

## 2 応募資格

- ◆ 『小牧市市民活動推進条例』に基づき、団体登録されていること。
  - ※ 団体登録にあたっては、次の条件を満たしていることが必要です。
    - 営利を目的としない社会貢献活動を行うことを目的とし、
    - ・ 3人以上の会員がいること。
    - ・ 主たる活動が市内で行われていること、または活動の拠点が市内であること。
    - ・ 代表者や運営方法が規約または会則で決まっていること。

### 参加必須行事

- ・ 5月中旬～6月初旬<sup>※1</sup>に開催する**企画提案発表会**に出席していただきます。
  - ※1 **令和3年度については5月15日（土）を予定しています。**  
**企画提案発表会の開催にあたり、事前説明会を開催します。必ずご出席下さい。**  
**なお、やむを得ない場合を除き、企画提案発表会及び事前説明会を欠席の場合は、原則失格とさせていただきますので、ご了承下さい。**
- ・ 9月に開催予定の「こまき市民活動祭」に参加いただき、活動紹介や団体交流を図っていただきます。
- ・ 翌年度5月中旬～6月初旬に開催する**実績報告会**に出席していただきます。

## 3 助成金額

- ◆ 助成対象経費のうち、**上限5万円**とします。
- ◆ 補助率は **100%以内（ただし、助成対象経費のうち）**とします。
- ◆ 募集は 10 枠（団体）程度とします。

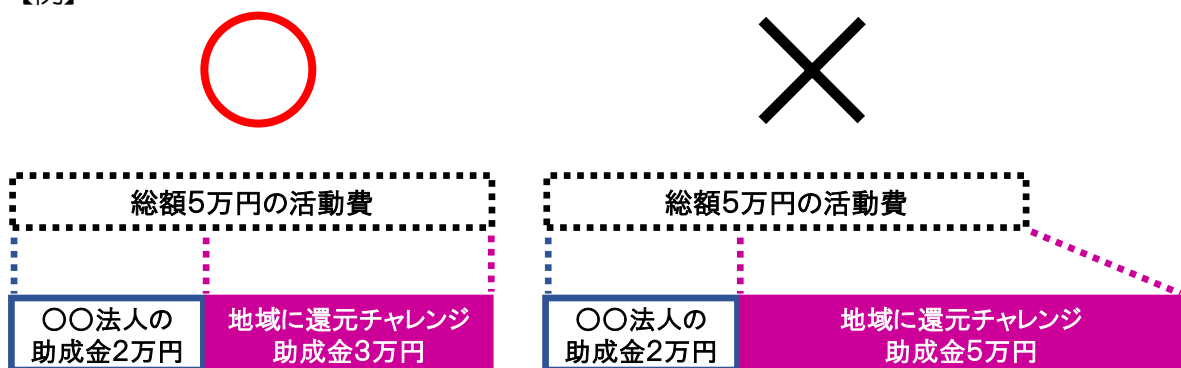
## 4 助成の回数

- ◆ 助成金への応募資格は、**1団体2回限り**とします。
- ◆ 過去に小牧市市民活動助成金交付制度で助成を受けた団体は申請することはできません。ただし、「**はじめる部門**」のみで**1回だけ助成を受けた団体**については、**1回に限り申請**ができます。

## 5 助成の対象

- ◆ 令和3年度中に行う活動で交付決定の日から令和4年3月31日までに係る経費を助成の対象とします。
- ◆ 団体の設立または活動準備に要する費用、団体の運営に要する費用、具体的な活動に要する費用について申請できます。
- ◆ 助成の対象にならない活動
  - ・ 特定の個人や団体又は構成員のみが利益を受ける共益的・互助的な活動
  - ・ 生涯学習や趣味的な活動に終始し、公益性が認められない活動
  - ・ 政治・宗教・営利目的に関する事業
- ◆ 小牧市市民活動助成金との同時申請はできません。
- ◆ 国、他の地方公共団体、市又は公益法人から他の制度による助成等を受け、又は受ける予定のある場合で、その助成等において、この助成金と同一の助成対象経費がある場合は、当該助成対象経費については、助成の対象とできません。

【例】



⑧：ただし、他の助成金とともに小牧市地域に還元チャレンジ助成金を申請する場合は、併用する助成金の制度を確認の上、申請してください。また後日、他の助成金と併用が決定した場合は変更申請が必要です。必ず申告してください。申告がなく後から発覚した場合は助成を取り消す場合があります。

※小牧市から「地域に還元チャレンジ助成金」以外の助成金を受けている事業については申請できません。

## 6 助成の対象となる経費

◆ 団体運営や活動に必要な経費で以下の経費を対象とします。

費目	小科目	具体例
報償費	諸謝金	講師・専門家への謝礼、交通費、宿泊費、飲食費
旅費	旅費交通費	団体構成員が講座を受講する際などに係る交通費、宿泊費など
需用費	消耗品費	文具、材料費など(比較的短期間に消費するもの)
	新聞図書費	書籍購入費など
	燃料費	活動に係る車両ガソリン代など
	食材費	事業に係る調理の材料費など(会議時の飲食代などは対象外)
	印刷製本費	チラシ・パンフレットなどの印刷費・紙代、写真の現像など
	備品購入費 <sup>※2</sup>	機材購入など(長期使用に耐えるもの) ex.15,000 円の物品を購入した場合 $15,000 \times 25\% = 3,750 \rightarrow 3,700$ 円が助成対象経費となります
役務費	通信運搬費	資料・チラシなどの郵送費・ネット送料、切手など
	保険料	ボランティア保険など
	筆耕翻訳料	筆耕翻訳、速記、手話通訳など
	手数料	送金手数料など
使用料 及び 賃借料	会場使用料	会場の使用に係る費用(会場使用に付随する賃借料(プロジェクター、スクリーンなど)を含む)
	賃借料	車両・機器、Wi-Fi・ホームページの賃借料など
委託料	業務委託費	外部に委託する費用

※2 備品購入費を計上する場合はその詳細が分かるもの(見積り、カタログ等)の添付が必要になります。助成対象経費は購入額につき25%を上限として100円未満切捨て

## 7 選考方法

- ◆ 応募の際に提出いただいた書類と企画提案発表会(プレゼンテーション)の内容を審査します。
- ◆ 企画提案発表会は5月15日(土)に開催予定です。**必ずご出席ください。**
- ◆ 企画提案発表会では、団体の設立経緯や活動内容、助成金の使途(必要なる理由やその解決方法)等を5分以内で自由に発表していただきます。
- ◆ 審査は、小牧市市民活動促進委員会が行い、審査結果をもとに、市長が助成金の交付を決定します。

## 8 審査基準

- ◆ 提出された申請書とヒアリングの内容から、下表の3項目について審査します。

審査項目	審査基準
課題	・団体の活動目的・目標が明確となっているか。 ・申請された活動に公益性があるか。
実現性	・申請された活動は実現可能か。 ・実施体制・スケジュール・実施予算が適切か。
組織強化の必要性	・団体が組織強化することにより、学びの地域への還元につながることを期待できるか(もしくは地域課題の解決等に繋がると期待できるか)。

## 9 選考結果の通知、助成金の交付、交付後の変更

- ◆ 選考結果は書面にてお知らせします。また、市ホームページ等で公開します。
- ◆ 選考された活動について、団体からの請求に基づき助成金を交付します。
- ◆ 交付決定後、申請内容（事業内容、予算等）に変更があった場合や他の助成金等を受けることになった場合は変更申請が必要です。実施する前に必ず事前にご相談下さい。

## 10 実績報告書の提出、実績報告会の開催

- ◆ 助成対象活動が完了したときは、**1ヶ月以内（最終提出日：3月31日）に小牧市地域に還元チャレンジ助成金対象活動完了届及び活動実績報告書、収支決算書を提出していただき、その内容を審査し、助成金の額を確定します。**  
①：助成対象経費が増えた場合について交付決定後の増額は出来ません。
- ◆ 令和4年5月中旬～6月初旬（次年度の企画提案発表会と同日）に実績報告会を開催します。**必ず出席してください。**

## 11 助成の取消・助成金の返還

- ◆ 次の場合には、助成決定の一部か全部を取り消し、助成金の一部または全額返還を求める場合があります。
  1. 提出された申請書などの内容が、虚偽であったとき。
  2. 助成団体が、法令に違反する行為を行ったとき。
  3. 助成の対象となる活動を実施しないとき、または実施する見込みがないとき。
  4. 助成金に余剰金が発生したとき。

## 1 2 応募の手続き

- ◆ 応募受付期間 令和3年4月1日（木）～5月1日（土）※4  
 ※4 書類提出の前に必ず下記問合せ先に事前にご相談下さい。
- ◆ 応募方法 下記の書類を作成（押印不要）のうえ、持参・郵送・FAX・メール、いずれかの方法により応募先まで提出してください。
- ◆ 提出書類
  - ① 地域に還元チャレンジ助成金交付申請書（様式第1）
  - ② 団体活動計画書（様式第2）
  - ③ 助成金収支予算書（様式第3）
  - ④ 団体の規約、会則等
  - ⑤ 団体の年間事業計画書
  - ⑥ 団体の会員名簿
  - ⑦ 直近の団体全体の決算書（※設立1年未満の団体を除く）
- ◆ 応募先 市民交流テラス ワクティブこまき（ラピオ2階）  
 TEL：0568-48-6555 FAX：0568-48-6556  
 E-mail：wactive - komaki@grace.ocn.ne.jp  
 開館日時：月～土曜日 午前10時から午後9時  
 日曜日 午前10時から午後5時30分  
 休館日：毎月第3火曜日とその前日（その日が休日の場合は翌々日）
- ◆ 問合せ先 市民交流テラス ワクティブこまき（ラピオ2階）  
 市支え合い協働推進課 市民協働係（市役所本庁舎3階）  
 TEL：0568-76-1629  
 E-mail：kyodo@city.komaki.lg.jp

### 団体登録から実績報告までの流れ（イメージ）

